平成２４年（フ）第１０５０６号
東京都品川区二葉４丁目17番４号
破産者　タクミ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５５６号
東京都杉並区本天沼３丁目21―12
破産者　別所　君代
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５８６号
東京都練馬区光が丘２丁目７－３―1304
破産者　鈴木　博文
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６３０号
東京都中央区八丁堀３丁目22番９号
破産者　マロートラスト株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７３２号
東京都中央区築地６丁目19番21号
破産者　有限会社オーマ
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７３３号
東京都板橋区高島平３丁目11―８―201　齊藤方、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市稲村ガ崎５丁目18―５―２
破産者　大矢　正仁
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８００号
東京都大田区西糀谷１丁目５番３号
破産者　グリーンマインド株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８９５号
神奈川県相模原市中央区上溝1287―１―101、開始決定時の住所神奈川県相模原市中央区上溝597―３
破産者　清水　　徹
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９１２号
東京都江東区北砂５丁目20番10―615号
破産者　株式会社飛鳥洞
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９１６号
神奈川県横浜市西区南幸２丁目11番11号
破産者　有限会社ファーストスタンダード
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９２０号
東京都港区西新橋３丁目19番12号
破産者　テクニカルプロフィット株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９２１号
東京都港区西新橋３丁目19番12号
破産者　ＭＧＡインベストメント株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９２２号
新潟県新潟市中央区鳥屋野３丁目２番10号
破産者　ベストウィン総合研究所株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９４７号
東京都墨田区太平４丁目15―４
破産者　皆川　真人
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１００７号
東京都多摩市落合１丁目２番地の40
破産者　有限会社ニック
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０１３号
東京都練馬区西大泉３丁目23番11号
破産者　有限会社櫻庭
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０１５号
東京都練馬区西大泉３丁目23―11
破産者　櫻庭　昇子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０６０号
東京都杉並区浜田山１丁目36―５―111
破産者　藤田昌三郎
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１３９号
埼玉県さいたま市北区本郷町1597―８
破産者　飯田　博美
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１８２号
北海道函館市中道２丁目６番18号
破産者　有限会社和山工務店
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１８３号
東京都江戸川区北篠崎２丁目３―５―201
破産者　和山　芳明
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１８４号
東京都江戸川区北篠崎２丁目３―５―201
破産者　和山美恵子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２２５号
東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目20―６
破産者　小須田尚昌
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部